写経所の「告朔解」について

矢 越 葉 子

はじめに

定期間内の政務報告を奏上するもので、 七世紀から九世紀にかけて行なわれた儀式に告朔がある。この儀式は各官司の官人が毎月朔日に朝堂院の庭に集い、 大宝令において成文化される。養老令では儀制令第五条(文武官条)に その報告に際して官司毎に文書が作成された。 告朔の初見は天武朝であるが、 そ

及泥潦、 凡文武官初位以上、每,,朔日,朝。 並停。〈弁官取,,公文,、 物納,,中務省,。> 各注:当司前月公文」。 五位以上、送;;着朝庭案上,。即大納言進奏。若逢、雨失、容、

とから、 省に収められたことが判明する。しかし、令文が雨泥の日に限定していた公文の進奏方法をそれ以外の日にも適用したこ れを大納言が進奏すること、また雨などにより儀式の実施が不可能な場合には公文は弁官を経て申奏され、最終的に中務 とあり、この条文から儀場においては各官司が作成した公文をその官司に属する五位以上の者が朝庭の机の上に置き、そ 八世紀初頭以降告朔は必ずしも毎月実施されなくなり、さらに平安初期以降は天皇が出御して行なわれる儀式は

四孟月のみとなり、寛平年間以降は遂に実施されなくなるに至った。

う呼称が用いられている。 「告朔解」の実例は正倉院文書中に五十点ほど見出され るいは中央官司または地方において下級官司から上級官司に対して提出された特定の文書を指して、現在「告朔解」とい 現存する史料からは提出される文書自体が実際に何と呼ばれていたかは判然としないが、このような儀場において、

①造金堂所の告朔解―天平宝字四年秋季、冬季

②天平宝字六年の告朔解

造東大寺司—宝字六年二月、三月、四月、閏十二月

造石山寺所—二月、春季、秋季

甲賀山作所—宝字五年十二月~六年正月、三月~四月

田上山作所—正月、二月、三月、三月末~五月

③写経所の告朔解―天平年間〜宝亀年間

問視する。なお拙稿においても造石山寺所の文書行政との関連で②の告朔解に言及した。 (6) 朔という語句や告朔解の性格を分析し、前月末日の時点で必ずしも告朔解が完成していないことから告朔儀との関係を疑 司と造石山寺所の告朔解から造東大寺司と造石山寺所との関係を、中村順昭氏は造東大寺司の告朔解から造東大寺司とそ(3) の三種に分類される。 |配下にある「所」の関係や別当制を考察し、また風間亜紀子氏も②の天平宝字六年の告朔解を中心に正倉院文書中の告(4) て提出されたと考えられることから、告朔に関する研究では中心的に扱われている。古瀬奈津子氏は②のうち造東大寺 ①②は造営関係史料として早くから整理の対象とされており、また造東大寺司の告朔解は儀場にお

すなわち、「造東大寺司解 これら先行研究において利用されている造東大寺司の告朔解に関しては、古瀬氏により書式の復原案が提示されている。 申○月中作物并散役事」という事書に続いて、造東大寺司全体の作業量を延べ人数である「単

と結ぶのである。この天平宝字六年の告朔解を見る限りでは、告朔解の内容は作業内容と勤務日数である。これに対し、 字句的解釈に過ぎないとするが、これは飽くまでも天平宝字六年の告朔解の検討に基づく解釈であり、 なかったかを詳しく記載したものであるとする。この穴記の記載に関して、古瀬氏は「前月公文」という語から推測した 最後に「官人上日」として四等官の勤務日数を記載し、「以前、○月中作物、并雑工等散役、及官人上日、具件如前、 た造東大寺司内の立場毎の単口を示し、続けて作物としてその作業内容とそれに要した人数(「散役」)を挙げる。そして 変遷を否定することは出来ないであろう。 儀場で提出する行政報告の文書に関して、『令集解』穴記に「謂前月所」行符移解牒等、或施行或不||施行| 、加」之皆悉注。」 口」で示し、その詳細を造東大寺司に属する所(造仏所、木工所など) (前掲史料の傍線部分への注釈) が為されており、 各官司が前月に授受した文書を施行したか、 毎に総単口および将領・雑工・仕丁・雇夫とい 告朔解の時期的 あるいは施行し

て明らかになっていることも多い。また風間氏は「告朔解」と告朔儀とを無関係であるとするが、造石山寺所では れる。 を検討することで、 われていない。 :の上級官司に提出されていたと考えられるのである。そこで本稿では、それらの研究に基づき各時期の写経所の告朔解 の雛形を配下の所に示す事例が確認されており、 しかし、 ③の写経所の告朔解は、 これは正倉院文書を作成した皇后宮職系統の写経機構が複雑に変遷していることに起因していると考えら 近年の写経所文書の整理および研究の進展により、 律令官司における政務報告の在り方を考察していくこととする。 天平年間 宝亀年間のものが残存しているものの、 各官司においては統一された書式で「告朔解」が作成されてその直 写経機構や写経所において実施された写経事業につい 従来の研究においては余り関心が

び宮内庁書陵部撮影頒布紙焼写真・マイクロフィルムを使用した。また接続は、 なお、 正倉院文書のテキストは『大日本古文書』(編年文書)一~二十五を、写真版は『正倉院古文書影印 正集~塵芥については 『正倉院文書目録 集成9 およ

写経所の「告朔解」について

1、写経司の「告朔解

子により司に昇格したものであると言われている。 置されたものである。 皇后宮職管下の写経機構は、光明子の家政機関での写経事業を引き継ぐ形で天平元年八月の光明子の立后と前後して設 写経司はその皇后宮職管下の写経機構であり、既存の写経機関が天平十年正月の阿倍内親王の立太

表には正倉院文書中の種別や断簡番号および紙番号、『大日本古文書』の巻・ページ、紙背文書についてまとめ、文書 まず、ここで表の説明をすると、表は文書の接続案を示す接続表と文書の内容を整理したものの二つを作成した。

内容について整理した表には書出・書止の文言、

日付、

署名についてまとめた。

第十七紙〜第十一紙裏と第十紙〜第三紙裏は、続々修編纂前の状態を記載する「未修古文書目録」の段階ではそれぞれNo 七紙裏と第十六紙裏の間は続々修編纂以前の段階で離れていた可能性があり、よって紙背を二次利用された際以外にも欠 また第十六紙裏右下に「廿八ノ□」の付箋が貼られていることより、第十七紙~第十一紙裏は一括であったものの、第十 がれた状態で保管されている。この貼り継ぎに関して、 して二次利用された際に抜き取られたことによる前欠および中間欠を想定しつつも一つの継文であったとする。ただし、 写経司の告朔解は九通が残存しており、それらは続々修第三十五帙第一巻第十七紙~第三紙裏として計十五紙が貼り継 (第二十八号第十二括)·N28(第十六号第十三括)として分離しているため、続々修成巻時の復原であることが分かる。 山口英男氏は継文であるとし、須原祥二氏も紙背を写経充紙帳と

くは 表1―2を一見して分かるように、この九通は書止文言は全て「行事」となっているものの、 「告朔」である。このことから、これらの文書を作成した人物が「行事」と「告朔」をほぼ同一の内容として理解し、 書出文言は 「行事」もし 損が生じた可能性は残る。

一つの継文として貼り継いだものと言える。

ていくこととする。まず、天平十年十一月分(続々修第三十五帙第一巻第十二紙裏、 しかし、内容や書式にはかなりの幅がある。そこで、具体例として、天平十年十一月分と天平十一年九月分の二通を見 No. 3 3 であるが、

写経司解 申十一月行事事

合経師装潢壹拾肆人〈経師十二人/装潢丰人〉

写雑経参拾卷〈千手経十五卷/最勝王経十五卷〉

用紙肆伯肆拾貳張

経師安曇廣麻呂 写紙卅七張

調少屎麻呂 写紙卅七張

(中略)

予二末書

装潢三野乙麻呂 造紙四百卌二張

以前、十一月内、経師并装潢、行事顕注、如件申前

送、移解

天平十年十二月一日

ら布施支給額の記載を除いたものと言えようか。 と事書に続いて経師と装潢の人数、写経巻数とそれに要した紙の枚数を記載し、それに続けて作業に従事した経師と装潢 の氏名および作業量を列記している。写経所文書に類例を求めるならば、給与である布施を請求するための布施申請解か

写経司解 申九月告朔事

合経司装潢校生卅一人〈廿人経師 八人校生/三人装潢〉

用主千木百九十五張 一 八二十二十五張

校紙二千四百木十三張 本 五 七 九
七 九

装潢紙

所請物八種

銭十六貫七百六十九文

十四貫六百九文経師布施料

一千五百六十文経師等羹茹料直 〈用一千三百七十文/残百九十文〉

六百文薪直料〈盡〉

用料米廿一石丸斗三升一合〈計欠米二斗七升七合 用十九石三斗七升四合/定米廿一石五斗五升四合残二石一斗油一升経師供養料

八升)

(中略)

前前九月内行事、 顕注如前、 以解

お茶の水史学 53号

天平十一年九月卅日小野朝臣

う印象を受ける。 す。また、これに続けて天平十年十一月分には見られなかった受領した物品の記載がある。物品の内訳は、銭と現物支給 と事書に続いて、作業従事者として経師・装潢・校生の人数を、その後に作業内容として写経巻数・用紙数・校紙数を記 の食料であり、銭に関しては使用額とその用途も併せて、また現物支給の食料に関しても使用量と残量が記されている。 このように、写経司の時期の告朔解は、 作業量の報告形態が一様ではなく、また記載すべき内容も一定していないとい

表1―1 写経司の告朔解

続 続 続 続 続 続 続	35 35 35 35 35 35 35 1		1 · · ·	5 7 9 10 11 12 16 17 1	裏裏裏裏裏裏裏	七 七 七 七 七 七 七 1236 231 228 227 225 195 十 188 188 1 188 1 188 1 188 1 188 1 188 1 188 1 1 188 1 1 188 1 1 188 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	天平 天平 天平 天平 天平 天平 7 天平 7	月 29 29 21 日) 紙帳
						四 78 〈	10 年 8	月
々		1		(裏			
続々修		1		12	裏	195	10 年 11	
続々修	35	1		11	裏	225	11 年 3	
続々修	35	1		10	裏	227	11 年 6	
続々修	35	1		9 6 8	裏	228	11 年 7	
続々修	35	1		7 6	裏	231	11 年 8	
続々修	35	1		5	裏	236	11 年 9	
続々修	35	1		3	裏	七 238 ~ 239	天平11年10月分	
続々修	35	ノ 1		2 5 1	裏	(空)		

表1―2 写経司の告朔解

9	8	7	6	5		4		3	2	1	No.
写経司解 申十月告朔事	写経司解 申九月告朔事	写経司解 申八月行事事	写経司解 申七月行事事	写経司解 申六月行事事		写経司解 申三月行事事		写経司解 申十一月行事事	写経司解 申八月行事事	(欠)	比빠
(欠)	前前九月内行事、顕注如前、以解	以前、八月内行事、顕注如前、以解	以前、七月内行事、顕注如前、以申	以前、月内行事、顕注如前、以解		以前月内行事顕注如前以解	顕注、如前申送、以解	以前、十一月内、経師并装潢、行事	以前、	以前月内行事、顕注如件、以解	書山
(天平11年11月ヵ)	天平11年9月30日	天平11年9月2日	天平11年8月1日	天平11年7月		天平11年4月1日		天平10年12月1日	(天平10年9月カ)	天平10年8月	日付
	小野朝臣 [国堅]		高屋 [赤麻呂]	舎人市原王	[国堅]	史生无位小野朝臣					
			史生小陽国								署名
			舎人 [市原王]								

2、福寿寺写一切経所期の「告朔解」

写経所の名称や上級官司も変遷していくこととなる。 写経所は依然として皇后宮職の直属機関である。また、これ以降、福寿寺が金光明寺、東大寺へと発展していく過程で、 平十三年閏三月には成立していたと言われる。なお福寿寺の造営に際しては福寿寺造物所という造営機関が設けられたが、 太子に際して建立が計画されたとされる。その福寿寺内に場を移して写経事業を行ったのが福寿寺写一切経所であり、天 写経司の事業を受け継ぐのが福寿寺写一切経所である。 福寿寺は光明子発願の寺院であり、天平十年の阿倍内親王の立

七紙の計七紙として貼り継がれた状態で現存している。この貼り継ぎに関して、 福寿寺写一切経所の告朔解は現存していないものの、 装潢所の告朔解が七通残る。これらは続々修第二十八帙第二巻第 有富純也氏は装潢所から福寿寺写一

第三紙の筆跡・墨色が一致するとし、第三紙作成時に第二紙は書き直されたとする。とすれば、 切経所に送進された文書の継文、あるいは装潢所で保管されていた案文の継文かとする。また、 考えられる。 含まれており、また紙背が空であることより、往来軸および全七紙の貼り継ぎは継文作成当時の状態を保っているものと れたことになろうか。これら七紙は「未修古文書目録」では№61(第五号第十一巻)に該当し、 この継文は装潢所で継 同項には往来軸の記載も 大隅亜希子氏は第二紙と

期においても写経司と同様に「告朔」という語は作業内容を示す語と同義として理解されていたと言えよう。 施界) れるところであり、文書の提出先である写経所で貼り継いだものとも、また装潢部門が後に写経所に吸収されることか 解することが出来ようか。そのように理解すれば、月に一度、上級官司に提出する文書には月内の作業内容を記載するも 文書の事書に現れてくる作業内容を総括する文言は「造物」であるが、装潢所の担う作業が写経用紙の製作 のと意識されていたと解されよう。また、これら告朔解を継文の形に貼り継いだ主体については前述のように見解の分か なお、 装潢所の告朔解は、 装潢所で貼り継いだ継文が写経所に移管されたものとも解釈できるが、 や経典の装丁であることを考え合わせると、これは写経司の「行事」と同様に装潢所の作業内容を総括する語と理 煩を避けるために文書は掲げないが、 往来軸の題籤には 「装潢告朔 写経司と同様に、 /天平十三年」とあるものの、文面には 装潢所の告朔解も内容および書式は一様ではない。 いずれにしても、 「告朔」 この福寿寺写一切経所の の文言は見えない。

表2―1 福寿寺写一切経所期の告朔解

編成	帙·巻	断簡番号	紙番号	表裏	『大日本古文書』	含まれる期間(日付)	紙背(日付)	『大日本古文書』
続々修	28 1 2		往来軸		七 514	「装潢告朔/天平十三年」		
続々修	28 1 2		1	表	七 514	(?年4月20日)	(P G)	
続々修	28 1 2		2	表	七 514 515	(天平11年7月30日)	(77)	

3 長 七 515 516

	7	6		5	4	3	2	1	No.	表 2	続	続	続	続	糸
		装潢所解 申用盡紙事	用充紙事	起天平十一年七月盡廿二年四月受	天平十三年閏三月内装潢等送紙事	装潢所解 申受紙事	装潢所謹解 申七月造物事	装潢所解 申造物事	書出	―2 福寿寺写一切経所期の告	々修 28/2 7 表	々修 28/2 6 表	々修 28/2 5 表	々修 28/2 4 表	2 2 3
		右、三月内用盡紙、状録、謹以解		~				録状、具謹解	書止	1朔解	520	七 519	519	七517 (?年閏3	151 51 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
6 月 30 日	天平13年閏3月29日~	天平13年7月29日		天平13年5月4日	(天平13年)閏3月29日	天平13年4月30日	天平11年7月30日	?年4月20日	日付		天平13年閏3月29日~6月30日	(天平13年7月29日)	天平13年5月4日)	閏3月29日)	1年4月3日
		秦大床		辛国人成	辛国人成	秦大床		三野弟麿	署名				(空)		
		床		1人成	[人成	薗部		3弟麿	署名				(空)		

3 金光明寺写経所の「告朔解」

十五年と十七年では写経所の内部機構が変化しており、また文書の残存状況自体も異なっているため、 される。この金光明寺写経所への変化は写経機関の名称ばかりではなく、所管官司がこれまでの皇后宮職から造営官司で ある金光明寺造物所へと大きく変更されている。金光明寺写経所の告朔解は天平十五年と十七年のものが残っているが、 天平十四年五月末、金光明寺への寺名変更に際して、写経機関の名称も福寿寺写一切経所から金光明寺写経所へと変更 別々に検討してい

(1) 天平十五年

ぞれ現存している。これら四機関の告朔解は、書出文言に「行事」もしくは「告朔」、書止文言に「行事」という言葉が 写大官一切経所は聖武天皇の勅願と言われる一切経を、写法華経所は玄昉所願の五十部法華経を担当している。また、写 分の草案と案文が、写法華経所の告朔解は八・九月分が、写経所の告朔解は七月分と考えられるものの草案と案文がそれ 経所という名称はその三機関のうち複数の機関の事業に渡って総括する場合に用いられる機関名であると考えられる。(※) このうち写疏所・写大官一切経所・写法華経所は担当している写経事業名に基づく機関名であり、写疏所は五月一日経を、 使われている。その点においては告朔解の内容は「行事」であるという写経司以来の意識が維持されていると思われるが ぼ一定の書式で作成されているという点で先のものと大きく異なっている。 現存する告朔解は、写疏所の告朔解は五~九月分の草案と案文が、写大官一切経所の告朔解は七月分の案文と八・九月 天平十五年の告朔解としては、写疏所・写大官一切経所・写法華経所・写経所の四つの機関名の文書が残存している。

ここでは、例として写疏所の五~九月分の告朔解 (続修別集第二十五巻①⑴~3、A案文)を掲げるが、

写疏所解 申五箇月行事事

請筆十六箇〈一箇新/十五箇古〉

墨六挺

凡紙八張

〈下纏并敷紙料〉 韓樻三合

〈並着鏁子〉

墨頭廿

頂

(中略)

合所写律集疏卌四卷〈廿四卷一切経内/廿卷間写〉

毗尼律二巻〈未了部〉 用黄紙百七十二張

法花玄賛二巻〈部未了〉 用黄紙百廿張

(中略)

書生卅四人

呉原生人 写十九張〈常〉

大石廣万呂 写紙廿八張

間

(中略)

校生七人

Ш

原人成

校紙百五十五張

〈常〉

阿刀酒主

校紙二百七十五張

〈五十七張常/二百十八張間

(中各)

(中略)

以前、従去五月一日迄九月廿九日、行事如件、

以解

天平十五年十月十七日阿刀酒主

名・巻数、 と書出に続いてまず受領した物品の名称および数量を記載する。これら物品は、 よび作業量を記す。 ている。物品の記載に続いて作業量についての記載が設けられている。まず、期間内に行なわれた写経作業の内容を経典 経作業に使用するもののみが挙げられている。また紙に関しては、支給された数量と共にその使用量および残量も記され 使用した紙の種類および枚数についてまとめ、次いでその作業に従事した書生 作業量をその従事者の個人名を挙げて具体的に記載する方式は、写経司の天平十年十一月分と同様で 筆、 墨 唐 (経師)・校生毎にその氏名お 櫃 机 円 座 紙などで、

あり、布施申請解における作業量の報告形態と類似している。

A、写疏所 表3(1)―1 天平十五年の告朔解

開え	.	斤角	£ \$ 15		『こ日こって書』	含まれる月間	_	「これて「こま」
糸	电 老	で、財育者を	糸者を	える	フェスラマー	言でする其間	糸背 (日作)	一フFオマン書』
続修後集	9		往来軸		二十四233	[「告朔案帳/告朔案]		
続修後集	9	(1)	1	表	二十四234~238	天平15年5~9月分	優婆塞貢進文(天平15年正月8日)	333
続修後集	9	(2)	2	表		[草案]	(空)	
続修後集	9	(3)	3	表			優婆塞貢進文(天平15年正月8日)	332 5 333
続修後集	9	(4)	4	表			優婆塞貢進文(天平14年12月30日)	324 5 325
続修後集	9	(5)	5	表			優婆塞貢進文(天平15年正月9日)	334
続修別集	25	(1) (1)	1	表	343 5 347	天平15年5~9月分	(空)	
続修別集	25	(1) (2)	2	表		[案文]	優婆塞貢進文(天平14年11月15日)	315 316
続修別集	25	(3)	3	表			優婆塞貢進文(天平14年)	316 317
B、写大官	切経	所						
正集	22	2	6 4	裏	八 285 ~ 290	天平15年7月分 [草案]	御野国味蜂間郡春部里戸籍F断簡	 21 5 24
続修 -	4	3	8 7	裏	八 317 ~ 320	天平15年8・9月分	御野国味蜂間郡春部里戸籍C断簡	9 5 11
正集	19	2	5 5 3	裏	八 222 { 227	天平15年7月分「案文]	伊豆国正税帳B断簡	195 \$200
正集	19	1	2	裏	5	天平15年8・9月分	伊豆国正税帳A断簡	5
C、写法華経所	栓 所							
続々修 :	42 ノ 5	12	17	表	二十四241~242	天平15年8・9月分	優婆塞貢進文(天平15年正月7日)	八 161 ~ 162
続修 :::	18	4	4	裏	二十四240~241		優婆塞貢進文(天平15年正月7日)	331 332
続修別集 "	47	(5)	5	裏	351		優婆塞貢進文(天平15年正月6日)	331

D、写経所

続修		続修
=		
4		4
2		4
6	9	10
裏	_	裏
八 320 ~ 321	二十四 213 214	八 228 5 230
	天平15年7月分ヵ	天平15年7月分ヵ
御野国味蜂間郡春部里戸籍B断簡		御野国味蜂間郡春部里戸籍D断簡
		11 5 15

表3(1)-2 天平十五年の告朔解

	D	С					I	3					I	4		
1 3	天平 15 年 7	月 1 分 4	天平5年8		月分	天平15年8			月分	天平15年7			~9月分	天平15年5		種別
欠	羟事	月行事事	華隆	九月行事々	写官経所解 申八	九月行事	写官経所解 申八	申告朔事	写官一切経所解	申告朔事	写官一切経所解	月行事事	写疏所解 申五箇	月行事事	写疏所解 申五箇	書出
(欠)		件、以解・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	以前、送八月一日乞九月廿九日、 <u>行</u> 事		(欠)		(欠)		以前、七月以往行事、顕注如前、以解		以前、七月以往行事、顕注如前、以解	事如件、以解	以前、従五月一日、迄九月廿九日、行	事如件、以解	以前、従五月一日、迄九月廿九日、行	書止
	天平15 年7月 29日	1 4 1 1	天平5年0月6日						(天平15年) 8月1日		(天平15年) 7月29日		天平15年10月15日		天平15年10月17日	日付
	[辛国] 人成 王国益	打造	阿刀酉主 曽正臥						王国益		王国益辛国人成		阿刀酒主		阿刀酒主	署名

(2) 天平十七年

づき作成されているが、書出に続いての物品の記載が消え、作業量のみが記されるようになる。六月分(正集第二十巻④) 天平十七年の告朔解は、写疏所のもの三通が貼り継がれた状態で残存している。天平十五年のものとほぼ同じ書式に基

№1)を例に見ていくと、

写疏所解 申告朔行事々

合写紙一千三百八十三張■■〈一千二百一張宮/百八十二張私〉

打紙一千八百張〈一六百十九張宮/百八十二張私〉

界紙二千五百六十張〈二千三百七十八張宮/百八十二私〉

校紙三千二百廿三張〈二千八百丗九張宮/三百六十四張私〉書造紙四百卅二張〈二百五十張宮/百八十二張私〉

経師山邊千足 写紙一百卅一張〈百廿二間/九常〉

錦マ大名 写紙五十張

達沙牛甘 写紙一百六十八張〈六十四宮/百四私〉

(中略

山マ花

写紙百八張

装潢秦犬 能登忍人 打紙八百張 界紙六百張 界紙一千張 書造紙二百五十張 書造紙百八十二張 校紙四百二十九 (ママ)

中略

校生紀少鯖万呂 校紙五百二張〈三百廿宮/百八十二私〉 石村熊鷹 校紙六百九十七張

弓消佐比止 校紙廿九張

檜前万呂 校紙六百五十四張

(中略)

以前、起六月一日、迄廿九日、行事顕注、申送如前、以申

天平十七年六月廿九日辛國人成

阿刀

が強まるとされるが、告朔解における記載からもその一端が窺われる。 装潢作業について写経所文書全般から考察された大隅氏は天平十五年から十七年にかけて案主による装潢作業の把握る。装潢作業について写経所文書全般から考察された大隅氏は天平十五年から十七年にかけて案主による装潢作業の把握

と全体の作業量と個人毎の作業量を報告するという形態は変わらないものの、

装潢の作業量が報告されるようになってい

表3(2) ―1 天平十七年の告朔解

- 17173 - 17173 - 171775 - 17175 - 171775 - 171775 - 171775 - 171775 - 171775 - 17177	21 4 5 裏 八569~571 天平17年7	1.	編成 帙・巻 断簡番号 紙番号 表裏 『大日本古文書』 含まれる期間
裏	裏	裏	表裏
八 571 ~ 573	569	567	八日本古文
天平17年8月分	平17年	平 17	まれる
御野国山方郡三井田里戸籍B断簡	下総国葛飾郡大嶋郷戸籍E断簡	下総国葛飾郡大嶋郷戸籍C断簡	紙背 (日付)
50 5 52	240 \$ 243	234 5 237	『大日本古文書』

表3(2) ―2 天平十七年の告朔解

No	1		2	
書出	写疏所解 申六月行事々		写疏所解 申七月中行事事	
書止	以前、起六月一日、迄廿九日、行事顕	注、申送如前、以申	、七月中、経師等行事、具件如前、	以解
日付	天平17年6月29日		天平17年8月1日	
	辛国人成		阿刀酒主	
署名	阿刀 [酒主]		辛国 [人成]	

3 写疏所解 申八月中行事事 装潢校紙如前、自八月一 自八月一 以解 H 迄廿九日 写紙并 |天平17年9月2日 阿刀酒 王 国益

4、東大寺写経所の「告朔解

司である金光明寺造物所の造東大寺司への発展が飽くまでも造営の強化によるためであろう。また、この造東大寺司に至っ 東大寺写経所においても金光明寺写経所の事業が継続して行なわれるなど、両機関の連続性はかなり高い。これは上級官 天平十九年の冬、 四等官を備えた八省並みとも言われる規模の恒常的な令外官に昇格した。 金光明寺写経所は東大寺写経所へと移行する。この機関名の変更も寺名の改称によるものであるが、

東大寺写経所の告朔解は、 端裏に「天平勝宝三年告朔案」と記された継文に継がれた十二通と、天平勝宝三年正月分の

告朔解の草案二通が現存する。

う。(3)(3)と所の食口案を復原した西洋子氏によると、このように食口案に交じって他の種類の文書が継がれる例は他にはないとい経所の食口案を復原した西洋子氏によると、このように食口案に交じって他の種類の文書が継がれる例は他にはないとい 間 り、「未修古文書目録」では第一紙~第十紙はNo.24(第十号第五巻)、第十一紙はNo.831 から袖に向かって貼り継がれているが、正月分~五月分は告朔解、六月分~十二月分は食口案である。この継文を含め写 紙 No. 224 第十六紙はNo.690 !の接続を推定する。 (31) 継文は続々修三十八帙第二巻第一紙~第二十六紙および正集第六巻⑺(第七紙~第十紙) (第十五帙第一巻) に該当し、また『正倉院文書目録』一は続々修三十八帙第二巻第二十六紙と正集第六巻(7) (第三十号第三巻)の紙背、第十七紙~第十八紙はNoG(第二十九号第二括)の紙背、第十九~第二十六(第三十号第三巻)の紙背、第十七紙~第十八紙はNoG(第二十九号第二括)の紙背、第十九~第二十六 内容から見て、欠損はないように思われる。本継文には天平勝宝三年正月分~十二月分の文書が奥 (第三十二号第八括)、第十二紙(28) の計三十紙から構成されてお

量 一品校帳の紙背に入る形で一通が残存している。 天平勝宝三年正月分の告朔解は継文に継がれる案文の他に、当継文の第二紙~第四紙の紙背に入る形で一通、 いずれも紙背を二次利用されることで残ったものであり、 また尾欠では 寿

あるものの、継文に継がれたものと文字の異同はない。

天平勝宝三年正月分の告朔解(正集第六巻7)、M1)によって書式を見ていくと、 告朔解の書出の文言は、正月分~四月分は「行事」、五月分のみが 「告朔」、 書止の文言は 「行事并請物」となっている。

写疏所解 申正月行事事

三百五十四巻

寿量品主亩五卷 法華経一十六部〈一百廿八卷/千部内者 一百七十六 一百七十六

(中略)

十千水百卅張寿量品 十千五百六十張千部法華経 十千五十七張 十千五十七張 十千五十七張 十千五十七張 十千五十七張

(中略)

五千十百六十張千部法華経四千三百六十 四千三百六十 校紙柒仟玖伯捌拾張〈校二度〉

一千四百張寿量品

(中略)

装潢紙伍仟貳佰伍拾張〈並継打界端切者〉

経師已下雑使已上単惣壹仟貳佰陸拾陸人一千張寿量品料 三千九百五十張千部法華経料

経師柒佰参拾参人〈人別写紙七張〉

四百七十七人写千部法華経〈木別写紙七張〉

一百五十一人写寿量品〈人別写紙七張 已上人別写七張

廿九人写常疏〈木別写木紙〉 五人写間経〈卍上人別写疏七張 余八張 卻

御写者

六十一人供奉礼仏

一十人写間疏〈已上人別六張

(中略)

月中請物

菟毛筆廿箇

墨廿挺〈已上並千部料者〉

以前、起正月一日盡廿九日、行事并請物炭二斛五斗〈炰硯料者〉

顕注如前、以解

天平勝宝三年四月五日鴨書手

他田水主

呉原生人

る する。ここに見える物品は筆や墨など写経作業に直接に関係するもののみである。 業毎に挙げる。 と事書に続いてまず一ヶ月間の写経所全体の作業内容として写経巻数および使用した用紙・校紙・装潢紙の枚数を写経 について単口および写経事業毎の内訳を記す。最後に「月中請物」として、一月の内に受領した物品の名称と数量を記載 ここで注目されるのは、 単口とは一日一 次いで、 人の労働のことで、 作業に携わった経師以下雑使以上の単口の総計を記し、 東大寺写経所の段階に至って、 諸種の造営事業や物品製作などに要する延べ人数を表す際に用 作業量の報告形態が単口および散役へと変化していることであ 経師・題師・装潢・史生・案主などの いられる用語であ 各

七張」や「人別写六張」のように実際の個々人の作業量の平均値として報告されてい **、の作業量は定量化される傾向にあり、** 天平宝字六年の造東大寺司の告朔解においても労働力の記載方法として用いられている。 天平勝宝三年正月分の告朔解においても経師 る 0 H あたりの労働量は 単口の記載においては個 「人別写紙

食口一人となる。「告朔案」 装潢・校生などの写経事業従事者に食米を支給する際に用いられる単位で、数え方は単口と同様で一人が一日勤務すると この単口での表記の登場に呼応するかのように、 の継文に継がれている食口案の中から天平勝宝三年十二月分 告朔解が食口案と共に貼り継がれてい (続々修第三十八帙第二巻①1) るのである。 食口とは、 経師

No.12) を挙げると、

写疏所解 申十二月告朔事

合食口単貳伯捌人

装潢十六人 衛衛 一十七人瑜伽論

八十四人一切経内疏臺華写

二人造瑜伽論紙

十人造疏紙

四人造政所公文紙

校生壹人〈校疏

案主廿三人

舎人六十七人

卌人堂童子 起十二月一日盡廿日、 廿五人雑使 行事如前、 二人検政所公文 以解

以前、

天平勝宝三年十二月廿一日他田水主

同種の文書であり、「行事」が指す内容は延べ人数による記載である、ということが強く意識されていると言えよう。 継文として継がれていることも併せて考えると、天平勝宝三年の時点では、告朔解と食口案は類似性の高い文書あるい のである。食口案と告朔解の共通部分は延べ人数による労働量の記載ということになる。また、食口案と告朔解が一巻の 作業巻数および使用した紙の枚数、末尾の「月中請物」の記載を除いたものであり、それを指して「告朔」と称している

と書出に「告朔」、書止に「行事」とあり、また内容も単口の総数とその内訳となっている。つまり、告朔解から冒頭

0

続々修 9		続々修 9	正集 : 6	:	続々修 38	続々修	続々修	続々修		続々修 38	続々修		続々修 38	続々修 38	続々修	続々修 38	続々修 38				続々修 38	続々修 38	
ブ 11		ブ 11	(7)		3 (5)	3	ノ 2 ③	ノ 2 ③		$\frac{\cancel{2}}{3}$	2		2 ①	2 ①	2 ①	ノ 2 ①	ノ 2 ①				38 2 1	ノ 2 ①	1
往	1	2	7	24	20	19	17	16	15	(1)	11	10	9	(6)	7	6	5	4		3	(2)	1	1
往来軸			10	26	23		18			14				-1.	-1	-1-1	-1.					-1-1	11. 11.
L,		裏	表	_	表	表	表	表		表	表	Ļ	表	表	表	表	表				表	表	
	(空)	+ 543	495 500	+ -534 538	+ 529 534			+ 523 529	(空)			+ 515 523	(空)	+ 514 5 515	+ - 513	+ 512	+ 511	(空)	+ 509 510		507 509	+ -506 507	
		勝宝3年正月分	勝宝3年正月分	勝宝3年2月分	勝宝3年3月分			勝宝3年4月分				勝宝3年5月分		勝宝3年6月分	勝宝3年6・7月分	勝宝3年8月分	勝宝3年9月分		勝宝3年11月分		勝宝3年9・10月分	勝宝3年12月分	
	月6日)	寿量品校帳(勝宝3年4月10日~7	(売玉)	23	(心工)	写書所解案 (勝宝3年4月25日)	造東大寺司牒案(勝宝2年11月)	造東大寺司牒案(勝宝3年3月25日)	(97)	(המי)	(空)	(93)	(المعر)	(空)	写書所食口案 (勝宝3年ヵ)	(空)	表紙并銭進上経師等歴名(勝宝2年)				勝宝3年正月分 [尾欠、天地逆]	写書所解案ヵ(未詳)	
+ 545		+ 545 548				+ 549 550	+- 427 5 429	+ 501							+ 514		二十五20~21				+ 539 542	+ - 507	

表4—2 東大寺写経所の告朔解

	12	1	1		10		9	8		7		6			5		4		3		2		1	No.
	写書所解 申十二月告朔事	- -	写書听解 申十一月食コ事		写書所解 申十月食口事		九月食口…	写書所解 申八月食口	食口	自六月廿一日至于七月卅日		六月食口…			写書所解 申五月告朔事		写書所解 申四月行事事		写書所解 申三月行事事		写書所解 申二月行事事		写書所解 申正月行事事	上
事如前、以解	以前、起十二月一日、盡廿日、行	食口顕注如件、以解 - 月十	<u> </u>	食口顕注如件、以解	以前、起九月廿一日、迄十月卅日、	顕注如件、以解	以前、起九月一日、盡廿日、食口				顕注如件、以解	以前、自六月一日、到廿日、食口			以前、月中行事、顕注如件、以解	事并月中請物、顕注如前、以解	以前、起四月一日、盡廿九日、行	事并請物、顕注申送如前、以解	以前、起三月一日、盡廿九日、行	并請物、顕注如前、以解	以前、起二月一日、盡卅日、行事	并請物顕注如前、以解	以前、起正月一日盡廿九日、行事	書止
	勝宝3年12月21日	服宝宝盆1月月2日	勝宝3年1月9日				(勝宝3年)9月33日					勝宝3年6月21日			勝宝3年6月1日		勝宝3年5月1日		勝宝3年4月5日		勝宝3年4月5日		勝宝3年4月5日	日付
	他田水主						鴨[書手]					賀茂 [書手]	呉原生人	他田水主	紫微中台舎人		他田水 [主]		鴨書手		鴨書手		鴨書手	
	三嶋 [宗麻呂]											三嶋 [宗麻呂]	鴨書手		史生阿刀酒主				他田水主		他田水主		他田水主	署名
														呂	散位三嶋宗麻				呉原生人		呉原生人		呉原生人	

六月~宝亀二年九月書写)、 行っていない。 切経の書写および甲部一切経の仕上げ作業 東大寺写経所は天平宝字八年に活動を停止し、 しかし、 神護景雲四年五月に至って突如活動を再開し、 始二部 (宝亀三年二月~四年六月書写)、更二部 (宝亀二年十二月~四年六月) その後の約五年間は経典の貸し出しといった写経事業以外の活 宝亀七年六月までの間に、先一部 が実施された。この神護景雲四年に再開され (宝亀四年七月~七年六月書写) (神護景雲四 の計 頭しか Ŧi. 部

た写経所は、

奉写一

切経所と呼ばれている。

背に入る形で、宝亀三年正月~三月分は継文に継がれる形で残存する。また月別の告朔解は基本的に約一年分を一巻とし 修成巻以前にそれぞれがまとまりを成していたことが判明する。 第十紙~第十二紙は10.49 ため細かく分割された形で今日に伝わる。続々修の部分は、 年六月~九月分、 第八紙~第九紙が№41 ているものと思われる。宝亀三年十二月分~四年九月分の継文は、 た継文の形で残存もしくは継文に復原されるが、 一号第十一巻)に該当し、 箇 この奉写一切経所の告朔解は、 接続に関してであるが、 所を挟むものの、 宝亀二 その他の箇所は接続が確認もしくは推定されており、 (第二十九号第二括)、第十紙~第十六紙はNo.44 年正月~三月分、 (第三十号第七巻)、第十六帙第五巻第四紙~第二紙裏はNo.51 続々修第三帙第七巻から構成される神護景雲四年六月~九月分は「未修古文書目録 往来軸の記載があることから、 季別の告朔解五通と月別の告朔解十九通が現存する。 宝亀二年閏三月~五月分は単独で残るが、 宝亀六年正月分は紙背を二次利用されたために単独で残る。 往来軸および第一紙~第十四紙の貼り継ぎは当時 第三帙第十巻第一紙~第七紙がNo.883 また続修別集成巻時の切除であると推定される中間 続修および続修別集の編纂段階で抜き取りが行わ (第二十三号第三括) 切除によって生じた一行分の欠損を除いて文 宝亀二年六月~十二月分は継文 (第二十九号第二括) に該当し、続 季別の告朔解のうち、 の __ (第三十四号第十二括) 部(37 第四十二帙第五 `の状態を保 神護景 No. 26 欠の れ 雲四 第

面に欠如はないものと思われる。

の報告形態は、例えば宝亀二年閏三月~五月分(続修別集第十九巻、№3)を例にとると は、書出文言に続いて簡略な形で作業巻数を配し、物品の収納および使用記録、 書止の文言は「請用雑物并残等(及食口)」で、「及食口」は宝亀二年六月以降のものに付されるようになる。書式として 告朔解の書出の文言は、神護景雲四年~宝亀二年は「請(用)雑物等事」で、宝亀三年以降は「告朔」となっている。 作業量の記載という形式である。作業量

惣単口六千二百冊一人

三千九百十六人経師 二百七十九人装潢

三百人舎人

八十三人案主

五百九十一人仕丁 八百五十一人自進

八十五人廝女

五十人雇女

八十六人優婆夷

散

三千九百十六人経師

三百舎人 三百舎人 三百舎人

五百九十一人仕丁

八十三人案主

二百六十四人廝 〈日別三人〉

九十二人打紙

一百廿人採薪

八十九人沸湯

一百十人日別二荷

十人日別一荷

三人不供

(以下略) 一

解に酷似している。つまり、このような単口での記載および食口と告朔解とを関連づける意識は天平勝宝年間の東大寺写 のように単口および散役に分けてそれぞれを記載するようになっており、形態の上では天平宝字六年の造東大寺司の告

経所の時期において発生し、それは天平宝字年間以降も維持され、宝亀年間に至っているのである。

朔解には す形態の告朔解と比べると、奉写一切経所の告朔解は物品の記録を重視した報告書になっていると言える。特に季別の告 使用する物品のみとなってくるのである。この季別告朔と月別告朔の記載の違いは何に起因しているのだろうか 筆といった写経用 購入記録までもが見える。しかし、月別の告朔解になると、例えば宝亀三年八月分では、新規に受納した物品は綺や紙 ただし、冒頭の作業巻数の記載は宝亀三年八月分以降にしか見られず、これ以前の「行事」として作業内容を詳細に記 物品の記録が写経作業に直接関係しない食料や作業従事者の給料に当たる布施料、また収納した銭を用いての 品や紙継ぎのための糊の原料である大豆や燈明に使用する胡麻油といったように、写経事業に間接的

の十部一切経の一部であったと論じる。また奉写一切経所の財政を論じた栄原永遠男氏は、(40) きた。しかし、奉写一切経所の写経事業を論じた森明彦氏は、先一部を東大寺少鎮実忠により企図され称徳天皇発願とし(※) て東大寺のために実施された写経事業であるとし、 徳天皇発願の十部一切経の一部であり、内裏系統の写経機構である奉写一切経司より移管された事業であると理解され 奉写一切経所で作業が行われた六部の一切経について、従来の研究においては先一部・甲部・始二部・更二部は全て称 甲部を西大寺のための一切経、 始二部・更二部の四部を称徳天皇所 始二部の開始以降、 写経所

造東大寺司に対する財政的自立性が減退するとされている。

平宝字年間の造金堂所や造石山寺所のものがある。それらの事業は上級官司である造東大寺司の財政に拠りながらも、 事業自体の性格があるのではないだろうか。正倉院文書中に残存する季別の告朔解は、 されている。これに対し、甲部および始二部の際には、宝亀三年正月~三月のもの以外は全て月別の告朔解であり、 これら造営事業の際に作成された告朔解と奉写一切経所の先一部の際に作成された季別の告朔解は書式の上でも類似点が 朔解に造石山寺所の内容が含まれていないなど、告朔解を含めた文書の作成に関してもある程度の独立性が認められる。 東大寺司から比較的独立した形で事業を実施しており、 の記録がほとんど見えない。この違いは直接的には財政状況によるものと解されるが、 部では奉写一切経司から収納した物品が見えないものの、それ以外の写経所内で使用された物品や食料のほぼ全てが記 この奉写一切経所の写経事業と告朔解の形態を比較すると、先一部の時は季別の告朔解のみが作成されている。この先 造東大寺司に対する事業の独立性という点でも類似する点があるのではないかと考えられるのである。(4) 特に造石山寺所の場合には、 同時期に作成された造東大寺司の その背景には森氏の指摘する写経 奉写一切経所のもの以外には、 物品 天

表5―1 奉写一切経所の告朔解

	(完工)	宝亀2年1~3月分	十 五 126	表	1	1	42	続修後集
	2	神護景雲4年6~9月分	六 86 107		2 \(\)			
	(60)		(空)	表	1		3 / 7	続々修
		于九/月告朔案」						
/		「神護景雲四年自六月迄	六 86		往来軸		3 / 7	続々修
『大日本古文書』	紙背(日付)	含まれる期間	『大日本古文書』	表裏	紙番号	断簡番号	帙・巻	編成

35

1 14 表

六 135 160

続々修		続々修	続々修		::	続修別集						続修別集	続修別集	続修別集	続修別集	続修別集	続修別集	続修別集	続修別集	続修別集	続修別集	続修別集	続修別集	続修別集
3 10		3 ノ 10	3 / 10	3 10		12						12	12	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	19
(1) (4)		① (3)	(2)	① (1)		(2)						(1)			(9)	(8)	(7)	(6)	(5)	(4)	(3)	(2)	(1)	
7	5 6	4	2 \ 3	1	14 5 18	13	10 5 12	9	8		7	1 6	往来軸	往来軸	{	23 5 27	20 5 22	17 5 19	14 5 16	11 5 13	8 \(\)	4 7	1 3	1 5 14
表		表	表	表		表						表			表	表	表	表	表	表	表	表	表	表
				= + 484 5 491	六 498 ~ 508			六 476 ~ 484		六 469 ~ 473		六 447 ~ 463	六 447	六 291	{	六 317 ~ 323	5	六 368 ~ 374	六 374 ~ 378	{	六 398 403	六 407 ~ 415	六 417 ~ 422	六 173 ~ 198
		宝亀4年5月分		宝亀4年4月分	宝亀4年3月分			宝亀4年2月分		宝亀4年正月分		宝亀3年12月分	「宝亀三年/四年告朔案」	「告朔案/宝亀三年三月」	宝亀3年正~3月分	宝亀3年4月分	宝亀3年5月分	宝亀3年6月分	宝亀3年7月分	宝亀3年8月分	宝亀3年9月分	宝亀3年10月分	宝亀3年11月分	宝亀2年閏3~5月分
大師家牒(宝字7年4月16日)		大師家牒(宝字7年7月1日)	月17日) 泰写経所請疏文案(宝字8年正	大師家牒(宝字7年類収)	月11日)	奉写一切経所解案(宝亀3年8						宝亀2年6~12月分			(完工)	(売工)	(売工)	(完工)	(完工)	(売工)	(売工)	(売工)	(完工)	(空)
十 六 373 ~ 375		十六 400 405	十 六 415 ~	十六 405 407		六 379 ~ 389						六 223 ~ 247												

続々修	続修	続々修	続々修	続修別集 "	続々修		続々修	続々修 =	続修別集		続修別集:	続々修:	続々修	続々修	続々修	おえば	売 続 々 修	続々修		続修別集 "	続修別集	続々修	続々修
40 / 3	26	16 ノ 5	16 ノ 5	7	42 / 5	2	42 ノ 5	42 / 5	9		5	3 / 10	3 / 10	3 / 10	3 / 10	1	リノ	3 / 10		5	5	3 ノ 10	3 / 10
(22)	6	(1)	(2) (2)	7	(3)	((8) (2)	(1)	2	中間僅欠、	1	(7)	(6)	(5)	(4)	(3	(2)	(1)	(一行	2	3	① (6)	① (5)
25 5 24	6	3 5 2	4	7	12		11	10	2	欠行ナシ	1	16	15	14	13	1	2 11	10	行分欠)	2	3	9	8
裏	裏	裏	裏	裏	表		表	表	裏	ث	裏	表	表	表	表	₹	表表	表		裏	裏	表	表
= + = 319 5 321				二 十 516 524				二 十 - 512 5 516	未収(年報10)		二 十 511 51				二 十 503 510			======================================					== + - 497 501
(宝亀6年ヵ)正月分				宝亀4年9月分							宝亀4年8月分				宝亀4年7月分								宝亀4年6月分
	月借銭解(宝亀4年6月1日) 六522	+ - - - - - - - - - - - - - - - - - - -	奉請帳 (勝宝5年4月16日~5 十二43~44	奉請文(勝宝3年7月15日) 三512	奉請文(勝宝3年7月21日) 二十五37		造東大寺司牒(勝宝3年8月1 十二39	月22日) 造東大寺司請経文(勝宝3年5 十一55~57	奉請文(勝宝3年8月1日) 三515、三558		奉請文(勝宝3年11月12日) 三527	東大寺律衆牒(勝宝3年11月12日) 十二17~178	25日) 東大寺倶舎衆牒(勝宝3年11月 十二78~179	興福寺牒 (勝宝3年12月27日) 十二202	 経疏出納帳 (勝宝4年5月23日) 三576~577	日) 作系言者言文 (服至三年 5月 22 十二 22 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12	宝4年6月5日) 十二33 コーニ8 コーニ8	(勝宝4年7月10日) 十二		奉請文 (勝宝4年7月18日) 三584~585	 奉請文(勝宝4年7月22日)	僧教演牒(勝宝4年4月2日) 十二24	造東大寺司牒(勝宝4年2月26日) 十二219~220

表5—2 奉写一切経所の告朔解

9	8	7	6	5	4	3	2	1	No.
奉写一	奉写一	奉写一	奉写一	并写完	奉写一	奉写一		写	
切経所解	切経所解	切経所解	切経所解	箇月告朔事一切経所解	切経所解	切経所解		切経所解□	
				事解			欠	解	書出
申七月	申六月	申 五 月	申 四 月	申正日	申請雑	申請用			щ
申七月告朔事	申六月告朔事	申五月告朔事	申四月告朔事	月二月	申請雑物等事	申請用雑物等事		物等事	
	,			食月以			注月以		
17.7	注如件、以解 請用雑物并残等及食口、 以前、起今月一日、盡卅	注如件、以解 請用雜物并残等及食口、以前、起今月一日盡廿九!	34 1 24	食口、題以前、知	及食口、題月廿九日、	月 月 夏 廿 、	脚 卅 前 如 日 、	注頭如件、起	
件、以解用維物并成起今月一	物并残筑起今月一	以解,分月一	件、以解 用雑物并残等 起今月一日、	顕注如件、以解:、請用雑物并は起去正月一日、	顯「夫		(件、以解 記、請用雑 起去正月		書
解 元 日、	等及食	等及食	解 元 日、	件、物 料 川 川 日 日	如用月 件雑一 物日	請用用用	、以解書子,以解書,	、以解	止
住如件、以解 請用雑物并残等及食口、 問、起今月一日、盡廿九	(E) 一、 (E) 二、 (E) 二 二 (E) 二 二 (E) 二 (E) (E) 二 (E) 二 (E) — (E) —	注如件、以解 請用雑物并残等及食口、顕以前、起今月一日盡廿九日、	社如件、以解 請用雑物并残等及食口、 則、起今月一日、盡廿九	注如件、以解 請用雑物并残等及 去正月一日、盡今	(注如件、以解 請用雑物并残等 (六月一日、盡今	.、以解 請用雑物并残 .三月一日、盡	残等、	残等、	
			宝亀				宝亀		
3 年 7	宝亀3年7月11	3 年 5	宝亀3年5月15	3 年 ₃	2 年 12	2 年 5	2 年 3	景雲	日 付
宝亀3年7月29日	, 月 11 日	宝亀3年5月29日	月 15 日	宝亀3年3月30日	宝亀2年12月29日	宝亀2年5月29日	宝亀2年3月30日	29 神護景 日 報護景雲4年9月	נו
案主上	案主上	案 主上	案 主上					月 大法師 「広成」	
		l		主馬養	養立	少鎮大法師 主馬養 社位正六位上	法師奉栄	大法師 大法師	
[馬養]	[馬養]	[馬養]	[馬養]	位 上 上	主馬養	上	上味酒	位下味酒	
主	主	主	主	村 連 主	村	上別 上別	広 少 主 散	酒 法主散	
主典葛井連	主典葛井連	主典葛井連	主典葛井連	村 主典正六位上	上美努連 [奥麻呂]	上美努連 [奥麻呂]	法師奉栄 少鎮大法師 散位少位上味酒広 散位正六位上	法師 [奉栄] 主馬養	罢
連[荒海]		連[荒海]	連[荒海	位上	[奥麻呂]		師位上	I : F	署名
海	[荒 海]	海	海	葛 井	置立 置位 注	置立 置位 注	上村	上 村 師少上別	
					法師 豆	法師奉栄	美努力	道 第 第 第 表 大	
					奉栄	宋	上美努連[奥麻呂]村 別当大判官従五位	師 少鎮修学進守大法上美努連[奥麻呂]	
							塔 五 呂 位	大路五法位	

24 23 22 21 20 奉写 奉写 奉写 奉写 奉写 切経 切経 切経 切経所解 切経所解 | 所解 旂 所 解 解 申正 申九月告朔事 申八月告 申七月告朔 申六月告朔事 一 月 告 崩事 朔 事 事 以前、 以前、 以前、 以前、 注如件、以解請用雜物并残等及食口、 請用雑物及食口等、 顕注如件、 顕注如件、以解 ·請用雑物并残等及食口、 丽、起今月一日、盡廿九 請用雑物并残等及食口 起今月一日、 起今月一日、 起今月一 以解 欠 H 盡州 盡卅日、 顕注如 盡廿九 日 題 宝亀4年6月29日 宝 宝 宝 (宝亀6年正 亀 亀 亀 4年9月30 4年8月29日 4年7月30 月 カ H H 案主上 案主上 案主上 案主上 馬 馬養 馬養 馬養 養 主典葛井連 主典葛井連 主 一典葛 一典葛井連 井連 [荒海] [荒海 [荒海 一荒海

おわりに

以上で述べてきたことをまとめると、

写経所の告朔解においては、 天平年間から天平勝宝年間まで 「告朔」と 「行事」 が 同義語的 に用

平勝宝年間には告朔解が食口案と共に貼り継がれるなど「告朔」と「食口」の相関性が強く意識されるようになり、)単口 による記載は神護景雲年間から宝亀年間にかけて臨時に再開された奉写 切 経所の告朔解に お いられていたが、 いても引き継が n 天

ii 告朔 解の作業量の報告形態は、 天平 勝宝年間を境に個人毎の作業量を詳細に記載する形態から、 単 $\dot{\Box}$ や散役とい つ た

た

単位を使用し全体の作業量をまとめて報告する形態へと変化した。

ける何らかの変化に起因すると考えられよう。この写経所外から影響として想起されるのは、上級官司の変化および告朔 的な変遷が余り見られないという指摘があり、とすれば写経所内の事務処理形態の変化に伴うものではなく写経所外にお(ឱ) の二点となる。この二点はいわば表裏一体の事象であると思われるが、写経所の作成する文書の種類やその形態には 時 期

と変遷を経てきた。 まず、上級官司の変化であるが、 しかし、皇后宮職は中務省の被管であるものの、その中務省は太政官の被管であり、 皇后宮職系統の写経機関を所管する官司は、 皇后宮職、 金光明寺造物所、 また金光明寺造

儀で提出される公文の変化であろう。

物所および造東大寺司は太政官の直接の被管である。つまり、令外官と雖もこれら官司は太政官に統括されているのであ

あ いれば、 天平宝字六年に見られた太政官―造東大寺司―配下の「所」といった告朔解の重層的な提出過程を考慮に入れるので 写経所の告朔解の変化をその直属の上級官司の変遷に求めるのは不適当と言わざるを得ない

になるのが、 告朔儀において提出される公文が変化したとするならば、それはいかなる要因に拠るのであろうか。ここで参考 寺崎保広氏によって指摘された考課制度の変質であろう。 平城宮出土の考課木簡を基に奈良時代の考課制

骸化を見せ始め、また考問を実施する場が当該期に朝堂から式部曹司庁へと移行したと推定する。奈良時代前期すなわ を論じた寺崎氏は、 の勤務状況と比較した上で大過なく勤務すれば「中上」として平均点以上の評価を与えられるようになり、 奈良時代前期には官人の勤務実態に即した厳密な考課が行われていたのに対し、後期になると昨年度

う時期区分は、近年、吉川真司氏によってその画期性が指摘されている天平勝宝から神護景雲のいわゆる四字年号時代に 査しその成績を判定する機会であるが、その際に判定を下す材料となるのが考中行事や上日などであり、これらは告朔 天平年間までとそれ以降では、考課の査定内容や実施の場に大きな変化が生じているのである。考課とは官人の勤務を審 の報告内容である「行事」や単口と関連を有する事項なのである。また、この天平年間を挟んだ奈良時代前期と後期と

当たる。この間に創出されたと吉川氏が指摘する「申文刺文」制や上宣制は、平安時代以降まで引き継がれる決裁方法と(ધ)

かつて古瀬氏は、告朔・上日・外記の諸制度を基に官僚組織運営法を検討し、天皇によって即物的に捉えられていた官

なってゆくのである

摘された。しかし、 見出されよう。すなわち、奈良時代前期に個人名とともにその作業内容を具体的に記載していた書式が、後期になると官 の上級官司との結びつきは強化されていく。 上日や考中行事、あるいは写経所においては布施申請解などを通じて個別具体的に直属の上級官司によって把握されてい のである。ただし、告朔解においては抽象的な数値に置き換わったものの、官人個人毎の作業内容やその量は依然として 人の個人名は記さずに単口あるいは散役という数値によって官司全体の作業量のみを抽象的に報告する書式へと転換する 人達が、政治機構の整備に伴い、 整備が存在すると考えられるのである。 その意味において、天皇あるいは太政官と下級官人との結びつきは希薄になる一方、下級官人と所属官司あるいはそ 写経所の告朔解の変遷から見る限りにおいては、「抽象的な官僚機構」の萌芽は四字年号時代にこそ 平安時代初期に天皇―太政官―諸司という抽象的な官僚機構として把握し直されたと指 告朔解の書式変化の背景には、 このような律令官僚制の深化および官司機構

天武天皇五年九月丙寅条

 $\widehat{1}$ 0) ついて」(『律令制成立過程の研究』、雄山閣出版、 一試論」(『日本古代の王権と儀式』、吉川弘文館、 儀式としての告朔に関する研究には、武光誠 初発表は一九七七年)、古瀬奈津子「告朔について 一九九九 一九

文集編集委員会編 北靖之「告朔をめぐって」(谷省吾先生退職記念神道学論 弘文館、一九九九年、初出は一九八四・一九八五年)、川 朔儀礼―その序説」・「日本古代の告朔儀礼と対外的契機」 (『日本古代の儀礼と表現―アジアの中の政治史―』、吉川 初出は一九八〇年)、新川登亀男「文書と机と告 『神道学論文集』、 国書刊行会、 一九九

五年)などがある。

- 3
- 吉川弘文館、二〇〇八年。初出は一九九八年) 造東大寺司告朔解の考察―」(『律令官人制と地域社会』、 ·村順昭「造東大寺司の「所」と別当―天平宝字六年
- 5 院文書研究』一〇、二〇〇五年) 風間亜紀子「文書行政における告朔解の意義」(『正倉
- $\widehat{7}$ (6)「造石山寺所の文書行政―署名と宛先―」(『正倉院文 書研究』一一、二〇〇九年) 写経機構の変遷については山下有美『正倉院文書と写
- 代写経史研究』(塙書房、二〇〇三年)に詳しい。以下で 二〇〇二年)、宮崎健司 『日本古代の写経と社会』 (塙書房) 近年、山本幸男『写経所文書の基礎的研究』(吉川弘文館 記述する写経機構の変遷はこの両氏の論考に基づく。また 良時代の写経と内裏』(塙書房、二〇〇〇年)、同『奈良時 経所の研究』(吉川弘文館、一九九九年)、栄原永遠男『奈
- (8) 東京帝国大学編『大日本古文書』編年文書一~二十五 九〇一~一九四〇年 (東京大学史料編纂所により一九八

二〇〇六年)など、個別写経事業に関する著作が相次いで

刊行されている。

二~一九八七年に復刻

十七 (八木書店、一九八八年~) 東京大学史料編纂所編『正倉院文書目録』一~五 宮内庁正倉院事務所編『正倉院古文書影印集成』一~ 東

京大学出版会、一九八七年(~)

- (11) 光明子の立后は『続日本紀』天平元年八月戊辰条、ま 大夫(小野牛養)任命記事である。 た皇后宮職の初見は『続日本紀』 同年九月乙卯条の皇后宮

『続日本紀』天平十年正月壬午条。

加藤友康・山口英男編『古代文書論―正倉院文書と木簡

山口英男「正倉院文書の継文について」(石上英一・

13 12

- (4) 石田実洋・須原祥二「正倉院文書写経機関関係文書編 年目録―養老七年より天平十年まで―」(『東京大学日本史 漆紙文書』、東京大学出版会、一九九九年
- 学研究室紀要』三、一九九九年)
- <u>15</u> 内庁正倉院事務所所蔵本(参考図書四四、図書寮所蔵本を 七一―六七―一、図書寮所蔵本を明治二十二年書写)、宮 明治十五年作成)、東京大学史料編纂所所蔵本 「未修古文書目録」は内閣文庫所蔵本(一五九―九二六) (R S 四
- 下で「未修古文書目録」に触れる際には基本的にこの飯田 二五、二〇〇一~二〇〇三年)として翻刻されている。 大正十二年書写)が知られ、また近年、正倉院事務所所蔵 本が飯田剛彦「正倉院事務所所蔵『正倉院御物目録 (未収古文書目録)』」(一)~(三)(『正倉院紀要』二三~
- ては、西洋子「「未修古文書目録」と「続々修正倉院古文 修古文書目録」および続々修に付された付箋の意義につい 目録に拠り、その整理番号を掲げることとする。なお、「未

書目録」の対照表 (一)」(『正倉院文書研究』 一一、吉川

究』(吉川弘文館、二○○二年)を参照のこと。弘文館、二○○九年)および同『正倉院文書整理過程の研

- 16) 飯田目録は「一 写経司解 「紙充帳」「自四月一日至 十九日受黄白紙/飛鳥刀良」 三枚(「一枚」を訂正)」 をから判断して、MoGは内閣文庫所蔵本の「一 不用唯 容から判断して、MoGは内閣文庫所蔵本の「一 不用唯 容がら判断して、MoGは内閣文庫所蔵本の「一 不用唯 容がら判断して、MoGのは内閣文庫所蔵本の「一 不用唯 容がら判断して、MoGのは内閣文庫所蔵本の「一 不用唯 容がら判断して、MoGのは内閣文庫所蔵本の「一 不用唯 容がら判断して、MoGのは内閣文庫所蔵本の「一 不用唯 容がら判断して、MoGのは内閣文庫所蔵本の「一 不用唯 容がら判断して、MoGのは内閣文庫所蔵本の「一 不用唯 である 図書寮所蔵本が誤ったものと考えられる。第十六紙裏右下 に「廿八ノ□」(□はマイクロフィルムでは判読不能)の 付箋あり。
- に「十六ノ十三」の付箋あり。(17)「一 充紙帳 天平十三年八月 九枚」。第十紙裏右下
- (18) 文書一覧 (表×―2) におけるMを示す。
- 五、二〇〇一年) 平十二年·天平十三年—」(『東京大学日本史学研究室紀要』 平十二年·天平十三年—」(『東京大学日本史学研究室紀要』
- 倉院文書研究』六、吉川弘文館、一九九九年) 3) 大隅亜希子「装潢組織の展開と布施支給の変遷」(『正
- 創設を契機に、天平二十一年頃には装潢所が解消されると案主による装潢作業の把握が強まり、天平十八年の紙屋の2) 大隅注20論文によると、天平十五から十七年にかけて七枚」。第七紙左下に「五ノ十一」の付箋あり。

される。

- 一八、一九八七年)を参照。は、渡辺晃宏「金光明寺写経所の研究」(『史学雑誌』九六(23) 金光明寺写経所の写経機構および作業形態について
- 研究室紀要』四、二〇〇〇年) 年目録―天平十四年・天平十五年―」(『東京大学日本史学年日録―天平十四年・天平十五年―」(『東京大学日本史学
- (25) 大隅注20論文
- 紙右下に「十ノ五 一」の付箋あり。(27)「一 天平勝宝三年告朔案 同 [壱巻] 拾枚」。第一

日本紀研究』二六三、一九八九年六月)

七紙表右下に判読不能の付箋あり。(29) 「一 造東大寺司牒 平摂大徳「房」下 二枚」。第十十一紙左下に「卅二ノ①」の付箋あり。(28) 「一 題経一千五百巻 「千部法花経之内」 一枚」。第

- (30) 「一 用紙帳 請物 天平勝宝三年四月「五月一日」
- 31 壱巻 七枚」。第十九紙右下に「十五ノ一 六」の付箋あり。 『正倉院文書目録』一、一六四頁。なお、同書は正集
- できない。 第六巻(7の左端を「裏ニハガシトリ痕アリ」とするが、現 在のところ、奥に貼り継がれていたと思われる文書は確認
- (32) 西洋子「食口案の復原―正倉院文書断簡配列復原研究 九六年・一九九七年) 資料 I 一」(『正倉院文書研究』四・五、吉川弘文館、一九
- る。 (五 168 1.3 (4) 造石山寺所の春季告朔に左記のような記載が認められ

工十一人〈二枝別一人/六枝別一人半〉」 七寸/厚四寸半 「長押八枚〈六枝各長二丈二尺二/枝各長一丈二尺〉 並〈広

- 「同[往来]/一 神護景雲四年自六月至于九月告朔
- (35)「一 奉写一切経所解 四月告朔事 七枚」。第七紙左 下に「卅四ノ十二」の付箋あり。 付箋あり 同[壱巻] 十二枚半」。第二紙右下に「二ノ十一」の
- (37) 「一 食口案 (36) 「一 牒写経所 二枚」。第八紙右下に「廿九ノ二」「一」、第九紙左下に「一」 正)」。第十紙右下に「廿三ノ三」の付箋あり。 の付箋あり。 裏奉写一切経所解 [壱巻] 参拾枚(「二十一枚」を訂 申六月告朔事

46

吉川真司『律令官僚制の研究』(塙書房、一九九八年)、

39 38 大平聡『正倉院文書と古写経の研究による奈良時代政 『正倉院文書目録』四、七六頁および八〇頁

治史の検討』、一九九五年、山下有美注7書、栄原永遠男「正

(4) 森明彦「奈良朝末期の奉写一切経群と東大寺実忠」(『正

倉院文書と続日本紀」(注13書)

- (41) 栄原永遠男「奉写一切経所の写経事業」、「奉写一切経 所の財政」(注7『奈良時代写経史研究』所収、初発表は 倉院文書研究』七、二〇〇一年)
- 〔42〕 造石山寺所においては、造東大寺司外に宛てて文書を が、その特徴が奉写一切経所にも当てはまるとすれば、先 作成する場合にのみ署名に位階を記すという特徴がある

一九七七年、一九七九年)

- も興味深い。 出された可能性もあろう。署名者に僧侶の名前が見えるの 一部に際して作成された告朔解は造東大寺司外に宛てて提
- 44 研究』、吉川弘文館、二〇〇一年、初発表は一九九四年) 一九八九年)、杉本一樹「正倉院文書」(『日本古代文書の 山田英雄「奈良時代における上日と禄」(『日本古代史
- (45) 寺崎保広「考課木簡の再検討」(『日本古代の都城と木 (43) 大平聡「正倉院文書研究試論」(『日本史研究』三一八、 部曹司庁の成立」(同書所収、 簡』、吉川弘文館、二〇〇六年。 初発表は一九八九年)、「式 **攷』、岩波書店、一九八七年、初発表は一九六二年)** 初発表は二〇〇〇年)

(お茶の水女子大学大学院博士後期課程) 「王宮と官人社会」(上原真人他編『列島の古代史三 社会 展開と列島社会」(『列島の古代史八 古代史の流れ』、岩 展開と列島社会」(『列島の古代史八 古代史の流れ』、岩 展開と政治組織』、岩波書店、二○○七年)など。 歴史民俗博物館研究報告』一三四、二○○七年)など。 歴史民俗博物館研究報告』一三四、二○○七年)など。 歴史民俗博物館研究報告』一三四、二○○七年)など。 歴史民俗博物館研究報告』一三四、二○○七年)など。 を記入して、 を記入して、 を記入して、 を記入して、 は、 に関する一考察―」(注2書所収、初発表は一九八四年) をごのでして、 に関する一考察―」(注2書所収、初発表は一九八四年) をごのでして、 は、 に関する一考察―」(注2書所収、初発表は一九八四年) をごのでして、 は、 に関する一考察―」(注2書所収、初発表は一九八四年) をごのでして、 は、 に関する一考察―」(注2書所収、初発表は一九八四年) をごのでして、 に関する一方でして、 に関する一方では、 に関する に関